

農林水産物条件不利性解消事業

(北部・離島地域振興対策)

指定物流事業者の手引き

留意事項

- この手引きは、『農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 19 条』に基づき、交付の申請から決定、及び補助金の支払いまでの交付手続の適正化を図り、円滑な事務の執行を行うため作成した資料であります。
- 交付申請をしようする者、交付決定を受けた者いずれも、この手引きが、『要綱及び北部・離島地域振興対策実施要領』に基づく内容であり、これを遵守する必要があることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。
- この手引きに記載がない事項についても、『要綱の定め』により知事は必要な助言、指示、指導、立ち入り検査等を行うことができることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。

沖縄県農林水産部

流通加工推進課

目次

本事業の目的と基本的な方向性について……………	1
本事業の目的と基本的な方向性について(概念図)……………	2
北部・離島地域振興対策に関する概要説明(概要その1～その3)……………	3
1. 指定物流事業者の選定手続(公募型企画提案方式)……………	7
1. 1 支柱村からの公募案内について	
1. 2 指定物流事業者の選定手続の概要について	
指定物流事業者選定実施要領	
○別紙様式第1号「事業実施提案書の提出届」	
○令和3年度補助事業者_団体別実績	
2. 指定物流事業者の交付申請について(指定物流事業者→市町村)……………	13
○記入例__交付申請書一式	
3. 事業の遂行状況を期日までに市町村に正しく報告する……………	21
○概念図(取引処理から見た遂行状況報告の作成プロセス)	
○記入例__遂行状況報告書一式	
4. 事業の完了を期日までに市町村に正しく報告する……………	25
○記入例__事業実績報告書一式	
5. 後年度に再確定を報告する……………	28
6. 補助事業者として市町村の現地検査に協力する……………	28

本事業の目的と基本的な方向について

(目的)

北部・離島地域の基幹産業である農林水産業の持続可能な発展と、本県の地理的不利性の改善を図るため、市町村が定める地域特産物の県内外への出荷コストの負担軽減により、地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組を支援します。

(基本的な方向その1)

○「市町村が定める地域特産物」とは、地域で生産される農林水産物(水産物については県内で水揚げされたもの)及びその一次加工品であり、地域を訪れた県内外の観光客等が、食の体験等を通して地域特産物を知り、地元に戻っても小売店やECサイト等で継続的に購入できる機会の創出が図られるような「安定した品質と出荷規模が期待される品目」となります。

(基本的な方向その2)

○「県内外への出荷コストの負担軽減」とは、①競争条件不利性改善対策と同じように、県外出荷に要する物流コストのうち沖縄県産と鹿児島県産を比較したとき、出荷物流と配送物流(いわゆる”横持ち”)を除いた輸送物流にあたる(沖縄から鹿児島県までの輸送費相当分)を競争条件の格差と認識し、これを改善するため必要な助成を図ります。②加えて、沖縄本島と離島地域の地理的・経済的な条件不利性を改善し、持続可能な地域の稼ぐ力の向上を図るため、離島地域から沖縄本島までの出荷コストの負担軽減を図ります。

(基本的な方向その3)

○補助金交付の基本となる単価(基本額)は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の農山漁村地域と同じように「地域における持続可能な物流の確保」に向けた自立的な取組(モーダルシフトの促進、共同輸送の推進)を、沖縄県でも同じように推進していくため、これを踏まえたものとなっております。

(基本的な方向その4)

○「地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組」とは、地域の生産者や事業者それぞれが利益額の増大に向けて効果的な経営活動を進展する中で、持続可能な経済ネットワークの基盤が形成されるものと考えております。

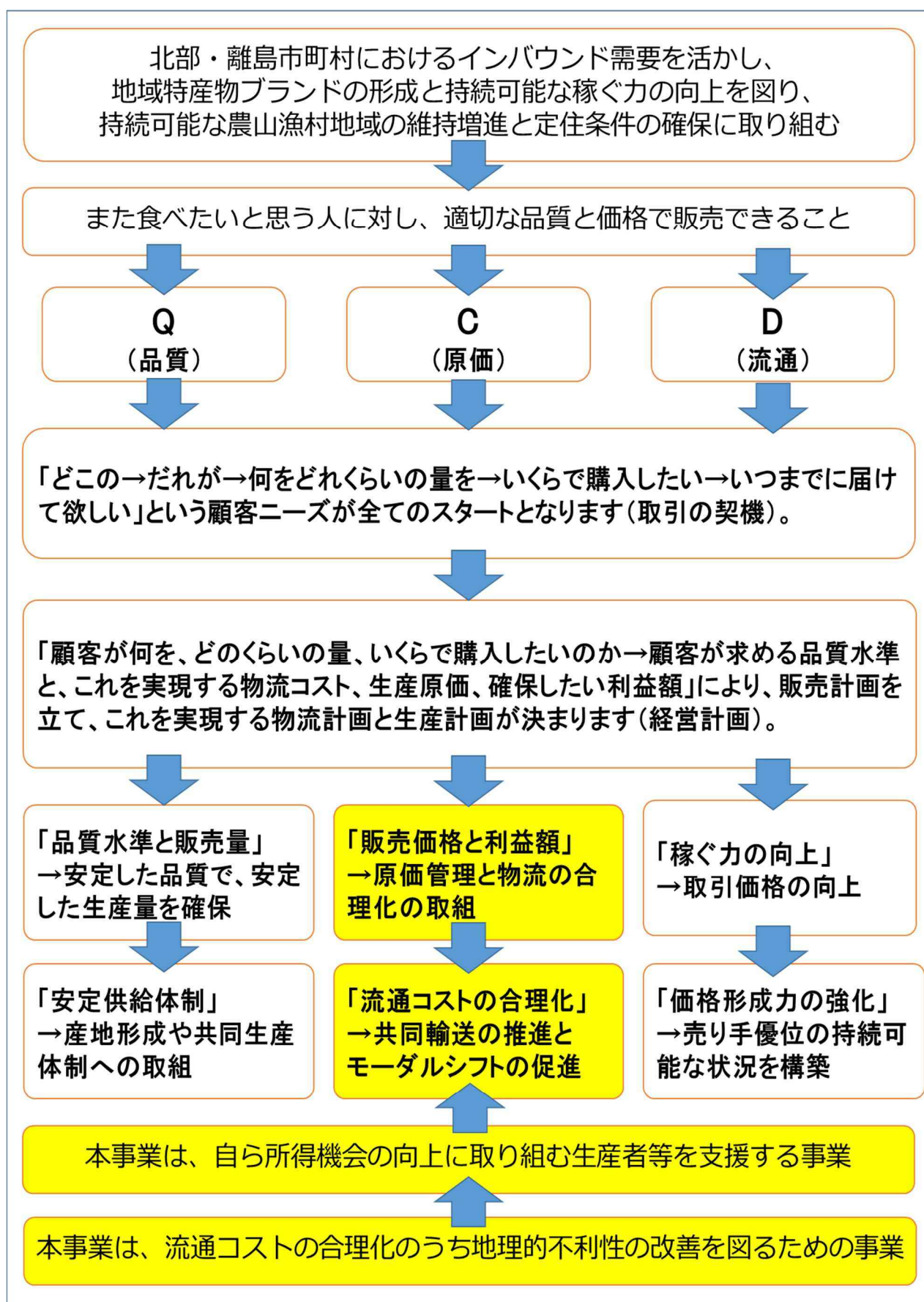
○本事業では、持続可能な経済ネットワークの形成に向けて、地域特産物の稼ぐ力を定量的に把握できる市町村計画(地域振興計画、生産振興計画)の策定を通して、市町村と地域の生産者や事業者、販売を実現する物流事業者が一体となって(人、モノ、カネ、情報)の流れが共有できる仕組みを整えております。

○他方、県は市町村の皆さまと協働して本事業を適正かつ円滑に実施するとともに、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たし、令和9年度に向けた「事業のあり方」について議論を進めてまいります。

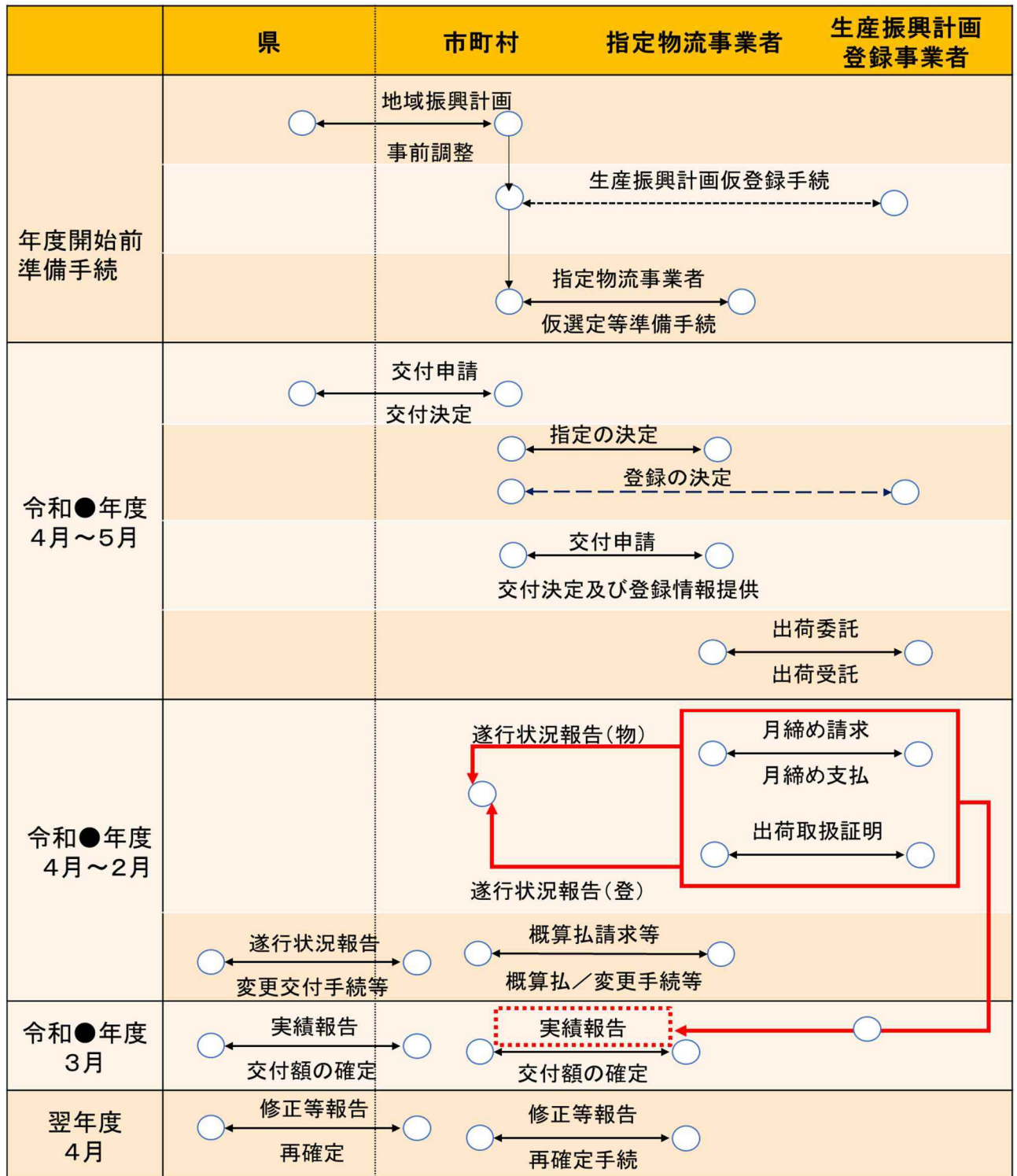
(基本的な方向その5)

○鹿児島県の奄美群島や、有人国境離島地域その他の農山漁村地域と同じように「自らの強みを活かしながら創意工夫により、地域の維持増進に向けた自立的な取組みが図られること」を期待します。

本事業の目的と基本的な方向について(概念図)



(概要その1) 本事業における基本的な執行プロセスの概要について



(令和4年度の特例)

○本事業は、令和4年度より新たに実施する事業であることから、地域振興計画及び生産振興計画は令和4年度9月までに県に提出することを条件に、県が算定した配分額を、当初の交付申請額として北部・離島市町村に通知します。

○北部・離島市町村は、この通知に基づき、交付申請書を作成し、速やかに県に提出します。

○北部・離島市町村は、この通知に基づき、指定物流事業者の選定手続及び生産振興計画の登録手続を速やかに実施します。

(概要その2)補助金交付の対象と品目について

区分	対象区分	個 別 品 目
野菜	青果物	さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイヤ、えだまめ、その他の野菜類
果樹		マンゴー、パパイヤ、中晩柑類(タンカン等)、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ(※1)、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物(きのこ類等)
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類(※2)、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク(※3)

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 米及びサトウキビ

2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物

3 食品表示法で定める加工品(ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。)

4 次に掲げる注記事項(※)は、この限りでない。

(1)「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2)「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3)「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

①地域振興計画に定める指定品目は、上記で例示する補助対象品目を参照し、地域振興に資する品目を指定し、それを補助の対象とします。

②指定する品目のうち一次加工品は、①で選択した品目を原材料として、地域の食品加工事業者が加工し、飲食料品の原料又は材料として販売される物となります。また、補助の対象区分は、①の指定品目と同じ分類となり、基本額も同じ取扱となります。

③離島市町村においては「〇〇島産」として、上記対象区分にかかわらず同じ基本額となります。

(概要その3)補助金交付における基本額と補助単価の算定について

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	37	37	37
		花き	33	32	31
		畜産物	5	5	5
		鮮魚等	50	50	50
		モズク	5	5	5
宮古島	県外	宮古島産	65	65	65
	沖縄本島		30	30	30
石垣島	県外	石垣島産	72	72	72
	沖縄本島		40	40	40
久米島	県外	久米島産	25	25	25
	沖縄本島		12	12	12
南大東島 北大東島	県外	大東島産	57	57	57
	沖縄本島		20	20	20
伊江島	県外	伊江島産	38	38	38
	沖縄本島		5	5	5
伊平屋島	県外	伊平屋島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5
伊是名島	県外	伊是名島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
多良間島	県外	多良間島産	82	82	82
	沖縄本島		45	45	45
石垣島 周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	85	85	85
	沖縄本島		45	45	45
与那国島	県外	与那国島産	98	98	98
	沖縄本島		50	50	50
沖縄本島 周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	11	11	11
	沖縄本島		5	5	5

①『補助単価の算定』に関する基本的な考え方について

①沖縄本島を発地とする場合は、出荷する個別品目の対象区分(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)にあたる基本額と、実費単価(県外出荷に要した支払運賃額÷県外出荷量)を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは高いときは、基本額が補助単価となります。また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。

②離島を発地とする場合は、対象区分(●●島産)にあたる基本額と、実費単価を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは大きいときは、基本額が補助単価となります。また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。

補助金交付における『基本額』の考え方について

①令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績報告(請求書等)、物流事業者等からの実勢運賃に関するヒアリング等を踏まえ、平均実勢輸送単価(航空、船舶)を算定しています。

②平均実勢輸送単価は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の産地や農林水産物流通事業者と同じように物流合理化に取り組むべき集配送区間(いわゆる“横持ち”)を除き、沖縄の特殊性を踏まえた輸送区間(ドレージ⇒積み地(空港・港)⇒上げ地(空港・港))を算定の対象区間としています。

③基本額は、令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績や国の政策等を踏まえ、「モーダルシフトの促進」と「共同輸送の推進」を図るため、対象品目別の目標船舶輸送比率に基づき、(基本額) = {(目標船舶輸送比率) × (船舶単価)} + {(1 - 目標船舶輸送比率) × (航空単価)}により算定しています。また、離島単価は、離島発の対象区分別の県外出荷実績を踏まえ、地域全体の平均単価を算定するものとなっています。

1. 指定物流事業者の選定手続について（公募型企画提案選定方式）

1. 1 市町村からの公募案内について

①事業開始年度にあたる令和4年度に限り、県において事前説明会を実施します。

（参集範囲）

→令和3年度までの旧不利性解消事業実績等に照らし、県産農林水産物の県外出荷にかかる取扱実績のある第2種貨物利用運送事業者

→県産農林水産物の県外出荷にかかる取扱実績のある宅急便、ゆうパック等の宅配便を取り扱っている貨物運送事業者のうち第2種貨物利用運送事業者の資格を有している事業者

②市町村のホームページに公募案内が掲載（令和4年7月予定）されます。

→県が開催する事前説明会に、ご参加の皆さまにつきましては、ご提供いただきました名刺に記載のあるメールアドレス宛に「公募開始のご案内」を送信いたします。

→公募に関する「お問い合わせ」は、県又は市町村の担当者に直接ご連絡をお願いします。

1. 2 指定物流事業者の選定手続の概要について

①本手続は、市町村事業として地域特産物の県内外への輸送を担う第2種貨物利用運送事業者を、「指定物流事業者選定実施要領」に基づき公募型企画提案方式により選定する手続となります。

②本手続により市町村が選定する事業者数は、最大3事業者となります。

③公募型企画提案方式で評価する項目は、「定量評価及び特記事項」で構成されます。

【1. 定量評価事項】

ア 営業収益に関する事項（事業規模の評価）

→直近の決算書に記載した営業収益の額

イ 運送取扱量に関する事項（事業遂行能力の評価）

→監督官庁への法定報告に係る直近の取扱実績（ただし、沖縄県内での取扱高とします。）

ウ 仕向地別平均運賃に関する事項（物流合理化基本能力の評価）

→取扱貨物に照らした顧客への平均的な請求額（ただし、沖縄県内での実績とします。）

エ 補助金充当平均割引額に関する事項（補助事業遂行能力の評価）

→手数料率（上限 10%）を踏まえた補助金充当率

【2. 特記事項（選定された際の受益者に対する受託物流の取扱条件）】

⇒市町村において、指定の可否を検討するための重要事項となります。応募する物流事業者は、提示する受託に関する基本的な条件（以下「条件」という。）を確認してください。ただし、一般的な運送約款を除き、特記事項に記載がない条件を、指定を受けた後に提示することはできません。

④失格事項について

⇒『補助金充当率が90%を下回るときは失格』となります。

※「手数料率に関する基本的な考え方」

○本事業は、地域共同出荷、地域間共同物流及び幹線物流ネットワークへの円滑な接続を促進するため、第2種貨物利用運送事業者を指定物流事業者とし、生産振興計画に登録される事業者（以下「登録事業者」という。）が、指定物流事業者を利用することにより、地域特産物の県内外への出荷コストの負担を軽減する事業となります。この負担軽減の仕組みは、市町村が指定物流事業者への補助金の交付をもって、指定物流事業者が実施する「運賃の割引」を図るものとなります。

○指定物流事業者は、補助目的を達成するためには登録事業者との取引条件等を勘案した「運賃の割引」に関する事務処理、及び補助事業者としての市町村への報告事務に伴う経費が発生することが見込まれます。

○そこで、期待される指定物流事業者の事業規模や経営力を勘案し、当面の間、当該経費率の上限を（10%）と定め、事業者間の公正な競争の促進を図るものとしております。

○市町村は、登録事業者に対し、「指定物流事業者に交付する補助金には、当該事務処理経費相当分が含まれていること」、そのため、「県から市町村に交付される補助額が全て出荷コストの負担軽減（運賃の割引）に充当されないこと」を周知します。

⑤公募型企画提案方式における選定方式は、評価項目に関する配点は10点を最高点、最低点を1点とします。また、次のとおりの配点を行い、その合計点で総合順位を決定し、上位3事業者までが選定されます。

なお、この総合順位は、市町村において適切な方法により、公表されます。

ア 営業収益の事項は、「金額の大きい順序」に対し最高点から順次割当てる。

イ 運送取扱量の事項は、「取扱量の大きい順序」に対し最高点から順次割当てる。

ウ 仕向地別平均運賃の事項は、「運賃の小さい順序」に対し最高点から順次割当てる。

エ 補助金充当平均割引額の事項は、「補助金充当率の高い順序」に対し最高点から順次割当てる。

※公募する市町村の「取扱見込量と顧客見込み数」は、令和3年度農林水産物流通条件不利性解消事業実績を参考に、各社の営業実績に照らし、「受託見込み物量」を推定し、応募して頂けますよう宜しくお願い致します。

指定物流事業者選定実施要領

1. 目的

この要領は、北部・離島地域振興対策実施要領に定める補助対象事業者の選定(以下「選定手続き」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

2. 参加資格

この選定手続きに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年5月3日政令 16号)第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 沖縄県より入札参加停止の処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) この手続に参加を予定する者は、第2種貨物利用運送事業者であること。
- (8) 共同企業体(以下「共同企業体方式」という。)でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
 - 1) 共同企業体を代表する事業者が、この選定手続に参加すること。
 - 2) 共同企業体を構成する事業者は、上記(1)から(7)までの要件を満たすこと。

3. 事業実施提案書(以下「提案書」という。)の作成及び提出

提案書は、2部(原本1部、副本1部)を作成し、これを提出する。ただし、共同企業体方式のときは共同企業体協定書様式例を参考に、必要な事項を定めた協定書も作成し、これを添付する。

4. 選定方法

- (1) 総合得点方式により順位を決定し、上位の3事業者までを選定することができるものとする。
 - 1) 評価項目は、次のとおりとする。
 - ① 営業収益に関する事項(事業規模の評価)
 - ② 運送取扱量に関する事項(事業遂行能力の評価)
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項(物流合理化基本能力の評価)
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項(補助事業遂行能力の評価)
 - 2) 評価項目に関する配点は 10 点を最高点、最低点を1点とし、次のとおりの配点方法とする。
 - ① 営業収益に関する事項は、金額の大きい順序に対して最高点から順次割当て。
 - ② 運送取扱量に関する事項は、取扱量の大きい順序に対して最高点から順次割当て。
 - ③ 仕向地別平均運賃に関する事項は、運賃の小さい順序に対して最高点から順次割当て。
 - ④ 補助金充当平均割引額に関する事項は、割引充当率の高い順序に対して最高点から順次割当て。
 - 3) 総合得点は、上記2)の①から④までを加算した得点とする。
- (2) 割引充当率が90%を下回るときは、前項の選定方法にかかわらず、これを失格とする。

(附則)

本要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

事業実施提案書の提出届

令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

標記について、指定物流事業者選定実施要領に基づき、下記のとおり提案します。

記

1. 選定評価事項

項 目	令和2事業年度	令和3事業年度	令和4年度計画
営業収益(千円)			
運送取扱量(トン)			
仕向地別平均運賃(円/kg)	令和2事業年度	令和3事業年度	令和4年度計画
当該市町村→県外			
当該市町村→那覇			
平均割引充当率(%)			

※1 仕向地別平均運賃は、「一般的な出荷者に対する平均的な請求額」とします。

※2 平均割引充当率は、「当該市町村から補助金交付(100%)を受けたとき、取扱手数料率を除いた受益者に対する割引処理(値引き又は割戻し)に充てる補助金の割合」とします。なお、ここで明示した補助金充当率は選定後に変更することはできません。また、業務執行の適正性に関する基準数値となります。

2. 特記事項(選定された際の受益者に対する受託物流の取扱条件)

※「別添のとおり」とし、別紙にて必要事項を記載することも差し支えない

令和3年度団体別実績（県外出荷重量順）

	団体名	重量実績	地区別	住所地	主産品
1	恩納村漁業協同組合	1,349,061kg	北部地区	恩納村字前幸久	水産物
2	南沖縄北部花井園芸組合	430,213kg	北部地区	金武町字金武	花卉
3	本郷漁業協同組合	685,024kg	北部地区	本郷町字台茶	水産物
4	農業生産法人榊ももふさ牧場	278,663kg	北部地区	本郷町字大墓崎	畜産物
5	農業生産法人榊ももふさ牧場	189,652kg	北部地区	大宜味村字塩屋	畜産物
6	合同会社K&Sファーム	176,472kg	北部地区	名護市大北	水産物
7	農業生産法人株式会社今帰仁花井園芸組合	93,590kg	北部地区	今帰仁村字上通天	野菜
8	OD沖縄	93,068kg	北部地区	金武町字金武	花卉
9	農業生産法人生産組合	75,129kg	北部地区	今帰仁村字仲屋次	野菜
10	沖縄塩田生産組合	28,028kg	北部地区	名護市字北部	野菜
11	農業生産法人株式会社クックソニア	16,580kg	北部地区	名護市字名護	野菜
12	農業生産法人株式会社サンセルズ沖縄	7,495kg	北部地区	名護市字我	果樹
13	やんばる花井生産組合	6,870kg	北部地区	名護市字我	花卉
14	農業生産法人榊フラインフルーツおさきみ	724kg	北部地区	大宜味村字波	果樹
1	久米島漁業協同組合	1,267,187kg	本島周辺離島地区	久米島町字宇相	水産物
2	伊平屋村漁業協同組合	713,176kg	本島周辺離島地区	伊平屋村字我喜屋	水産物
3	伊是名漁業協同組合	391,144kg	本島周辺離島地区	伊是名村字我喜屋	水産物
4	伊江島ソレカ流通促進協議会	101,055kg	本島周辺離島地区	伊江村字山平	水産物
5	Marine Link もずく生産者出荷組合	30,600kg	本島周辺離島地区	伊平屋村我喜屋	水産物
6	株式会社風の大地久米島	23,890kg	本島周辺離島地区	久米島町字嘉手刈	水産物
7	伊江漁業協同組合	19,810kg	本島周辺離島地区	伊江村字山平	水産物
8	久米島青果業株式会社	18,430kg	本島周辺離島地区	久米島町字真志川	野菜
9	座間味村漁業協同組合	4,653kg	本島周辺離島地区	座間味村字座間味	水産物
1	宮古島漁業協同組合	819,602kg	宮古地区	宮古島市平良字荷川取	水産物
2	かりゆしファームかほくち生産出荷組合	446,640kg	宮古地区	宮古島市伊良部字仲地	野菜
3	農業生産法人株式会社あしたの農業	437,574kg	宮古地区	宮古島市平良字東仲宗根	野菜
4	農業生産法人合同会社ラダはうす	251,587kg	宮古地区	宮古島市平良字下里	野菜
5	伊良部島特産販売出荷組合	237,510kg	宮古地区	宮古島市伊良部字地間津	野菜
6	和豊農業生産法人和山産業	216,415kg	宮古地区	宮古島市下地字与那覇	野菜
7	和アタファームたまま	159,218kg	宮古地区	宮古島市城辺字文利	野菜
8	農事組合法人まるごと宮古島	116,474kg	宮古地区	宮古島市平良字西里	野菜
9	宮野豊農樹生産出荷組合	89,880kg	宮古地区	宮古島市上野字野原	野菜
10	さんいファーム	31,735kg	宮古地区	宮古島市下地字与那覇	野菜
11	農事組合法人宮古島トロンファーム	29,556kg	宮古地区	宮古島市上野字宮国	野菜
12	株式会社宮島観光サービス	19,702kg	宮古地区	宮古島市平良字宮国	野菜
13	有限会社楽園の果実	18,990kg	宮古地区	宮古島市下地字米間	野菜
14	農業生産法人大瀬ファーム	18,122kg	宮古地区	宮古島市上野字宮国	果樹
15	合同会社農業生産マナダファーム	16,315kg	宮古地区	宮古島市上野字宮国	果樹
16	宮古島畑倶楽部	15,775kg	宮古地区	宮古島市城辺字新城	野菜
17	しろう農園株式会社	13,409kg	宮古地区	宮古島市上野字宮国	その他(運用作物)
18	農業生産法人合同会社沖縄物産ちゃんぷる	9,473kg	宮古地区	宮古島市伊良部字宮国仲	野菜
19	農業生産法人株式会社栄福果樹園	8,476kg	宮古地区	宮古島市平良字東仲宗根	果樹
20	野菜の会	7,947kg	宮古地区	宮古島市平良字西仲宗根	野菜
21	株式会社あけな園	6,578kg	宮古地区	宮古島市下地字洲嶺	果樹
22	合同会社いらふ島マンゴ園	6,026kg	宮古地区	宮古島市平良字西仲宗根	果樹
23	農業生産法人株式会社宮古島アグリファーム	5,620kg	宮古地区	宮古島市伊良部字前里添	果樹
24	さむかき共同出荷会	4,518kg	宮古地区	宮古島市城辺字尾間	果樹
25	農業生産法人株式会社みらの果樹園	4,353kg	宮古地区	宮古島市平良字東仲宗根	野菜
26	農業生産法人株式会社ふれあいフルーツ宮古	2,124kg	宮古地区	宮古島市平良字荷川取	果樹
27	宮古島マルシェMANNA	1,960kg	宮古地区	宮古島市平良字符保	果樹
28	農業生産法人(株)ゾットクropp宮古島	1,884kg	宮古地区	宮古島市平良字西里	野菜
29	伊良部漁業協同組合	548kg	宮古地区	宮古島市平良字松原	果樹
30	夏財養護会	0kg	宮古地区	宮古島市伊良部字前里添	水産物
31	ばり友の会	0kg	宮古地区	宮古島市平良字西里	水産物
1	八重山漁業協同組合	1,413,235kg	八重山地区	宮古島市下地字上地	野菜
2	石垣島ハインズ事組合名蔵	391,686kg	八重山地区	石垣市新栄町	水産物
3	株式会社サン石垣	169,807kg	八重山地区	石垣市字名蔵	果樹
4	(株)勝水産	167,573kg	八重山地区	石垣市平得	果樹
5	農業生産法人アララガマ農園合同会社	134,387kg	八重山地区	竹富町字新川	水産物
6	川原師ハインズ集荷会	128,266kg	八重山地区	竹富町字上原	果樹
7	農業生産法人株式会社西表島フルーツ	100,312kg	八重山地区	竹富町字上原	果樹

	団体名	重量実績	地区別	住所地	主産品
8	石垣島トロピカルファーム	91,483kg	八重山地区	石垣市宮良川	果樹
9	八重山農産出荷組合	63,944kg	八重山地区	石垣市宇新川	果樹
10	与那国町漁業協同組合	59,580kg	八重山地区	与那国町字与那国	水産物
11	農業生産法人樹農園フアイミール	49,240kg	八重山地区	竹富町字上原	果樹
12	農業生産法人株式会社サハナス	46,055kg	八重山地区	石垣市登野城	果樹
13	西表島熱帯果樹研究会	43,919kg	八重山地区	竹富町字上原	果樹
14	西表バイナッフルファーム	42,703kg	八重山地区	竹富町字上原	果樹
15	石垣ファーマーズ・オカラ出荷組合	41,524kg	八重山地区	竹富町字真栄里	果樹
16	大アラ果業生産出荷組合	31,351kg	八重山地区	石垣市大字浜	果樹
17	農業生産法人有限会社石垣島きとち牧場	22,724kg	八重山地区	竹富町平得	果樹
18	期南果樹出荷組合	17,374kg	八重山地区	石垣市登野城	果樹
19	石垣島果樹生産出荷組合	17,117kg	八重山地区	石垣市字登野城	畜産物
20	農業生産法人有限会社西表島農産園	15,975kg	八重山地区	石垣市字登野城	果樹
21	農業生産法人有限会社石垣島きとち牧場	15,900kg	八重山地区	石垣市字平得	果樹
22	八重山花卉出荷組合	12,037kg	八重山地区	石垣市伊原間	花卉
23	西表果樹ハインズ生産組合	11,711kg	八重山地区	竹富町字南風里	果樹
24	高田果樹生産組合	10,590kg	八重山地区	石垣市大字浜	果樹
25	ヤスイ合同会社	9,255kg	八重山地区	石垣市字石垣	水産物
26	株式会社農業生産法人石垣島SUNファーム	5,798kg	八重山地区	石垣市平得	畜産物
27	農業生産法人 有限会社 ゆいまー牧場	5,780kg	八重山地区	石垣市平得	畜産物
28	西表真部果樹生産組合	5,380kg	八重山地区	竹富町南風里中	果樹
29	合同会社 結円	233kg	八重山地区	石垣市伊原間	水産物
1	沖縄県花井園芸農業協同組合	11,439,019kg	中南部地区	那覇市豊川	野菜・花卉
2	沖縄県食肉流通協議会	7,518,384kg	中南部地区	浦添市伊泰武瀬	水産物
3	沖縄県畜肉流通協議会	7,370,523kg	中南部地区	那覇市大里字大城	畜産物
4	徳瀬水産もずく生産者出荷組合	2,244,809kg	中南部地区	うるま市勝連平敷屋	水産物
5	沖縄県中央卸売市場輸出対策協議会	2,010,849kg	中南部地区	浦添市伊泰武瀬	野菜
6	サニークル共同出荷対策協議会	1,682,523kg	中南部地区	西原町字小那覇	野菜
7	沖縄鮮魚卸流通協同組合	1,328,363kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
8	ソレイカもずく生産流通組合	1,128,001kg	中南部地区	糸満市西崎町	水産物
9	漁業生産組合シナシー	1,126,517kg	中南部地区	うるま市字具志川	水産物
10	知念漁業協同組合	970,467kg	中南部地区	南城市知念字知名	水産物
11	沖縄県くみあい生花輸送対策協議会	913,909kg	中南部地区	浦添市伊泰武瀬	花卉
12	糸満漁業協同組合	848,006kg	中南部地区	糸満市糸満	水産物
13	勝連漁業協同組合	582,581kg	中南部地区	うるま市勝連平敷屋	水産物
14	もずく生産者出荷団体	544,587kg	中南部地区	うるま市勝連平敷屋	水産物
15	沖縄県重海老漁業協同組合	500,018kg	中南部地区	那覇市前島	水産物
16	もずく販売促進事業共同体	489,607kg	中南部地区	うるま市字宇崎	水産物
17	ソレイカ流通改革推進協議会	458,693kg	中南部地区	与那原町字坂良敷	水産物
18	勝連もずく生産流通組合	432,000kg	中南部地区	うるま市与那城平安座	水産物
19	沖縄県畜産物生産出荷組合	429,578kg	中南部地区	南城市大里字大城	畜産物
20	有限会社沖縄花き	416,073kg	中南部地区	うるま市字兼節段	花卉
21	比嘉水産モズク生産組合	371,896kg	中南部地区	南城市玉城字百名	水産物
22	沖縄県生産者元気の会	366,735kg	中南部地区	うるま市勝連内間	水産物
23	大物魚類等部会	312,563kg	中南部地区	糸満市西崎町	水産物
24	真那風おきなわ	292,290kg	中南部地区	南原町新川	野菜
25	ティエム共同体	278,421kg	中南部地区	南城市知念字安座真	水産物
26	丸市養殖生産販売振興協議会	277,090kg	中南部地区	浦添市西洲	畜産物
27	沖縄フレッシュ生産組合	246,709kg	中南部地区	那覇市曙	水産物
28	たいいもずく生産流通組合	235,400kg	中南部地区	八重瀬町字大嶺	水産物
29	琉球生花共同体	203,143kg	中南部地区	那覇市港町	花卉
30	農業生産法人株式会社菜縁おきなわ	193,790kg	中南部地区	八重瀬町字具志頭	野菜
31	A/Aおきなわ	174,908kg	中南部地区	中城村字南上原	果樹
32	南エコアグリ沖縄	166,321kg	中南部地区	糸満市北波平	野菜
33	株式会社しらみずファーム	160,645kg	中南部地区	八重瀬町字具志頭	花卉
34	沖縄県農出荷団体	145,244kg	中南部地区	糸満市西崎町	野菜
35	沖縄花菜組合	143,935kg	中南部地区	糸満市字与座	花卉
36	花卉生産組合	137,781kg	中南部地区	浦添市伊泰武瀬	花卉
37	農業生産法人有限会社南陽花き生産組合	136,596kg	中南部地区	糸満市字宇江城	花卉
38	みやぎ農園青果物合同会社	126,047kg	中南部地区	南城市大里字大城	野菜
39	農業生産法人合同会社三和野菜生産組合	98,348kg	中南部地区	糸満市字真平港	野菜
40	泊魚市場買受人協同組合	83,187kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
41	つげん島モズク事業協同組合	77,737kg	中南部地区	うるま市勝連南風原	水産物

	団体名	重量実績	地区別	住所地	主産品
42	農産物出荷共同体	74,494kg	中南部地区	八重瀬町字世名城	野菜
43	ソデイカ水産物等部会	71,720kg	中南部地区	糸満市西崎町	水産物
44	沖縄県近海漁業協同組合	71,029kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
45	合同会社おきなわはなはな	67,968kg	中南部地区	糸満市新垣	花卉
46	伊良部船舶主組合	55,451kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
47	那覇地区漁業協同組合	46,434kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
48	うちなーはるさーグループ	42,390kg	中南部地区	浦添市牧港	野菜
49	農水産センター海人道	38,140kg	中南部地区	糸満市真栄里	水産物
50	新屋アラカキ	32,833kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
51	ベジタブル・ユニオン共同組合	30,344kg	中南部地区	糸満市照屋	野菜
52	達船主組合	25,727kg	中南部地区	那覇市港町	水産物
53	沖縄県糸野港原野菜生産組合	12,068kg	中南部地区	うるま市字宇堅	野菜
54	与那原・西原町漁業協同組合	11,167kg	中南部地区	与那原町字坂良新	水産物
55	COUNTRY SIDE farm	9,847kg	中南部地区	八重瀬町字具志頭	野菜
56	合同会社琉球農産	9,376kg	中南部地区	糸満市字新垣	花卉
57	AUNファーム	3,397kg	中南部地区	那覇市字小嶺	野菜
58	糸満市農業青年クラブ	1,291kg	中南部地区	糸満市潮崎町	果樹
59	沖縄三高船主組合	547kg	中南部地区	糸満市西崎町	水産物
60	農地所有適格法人株式会社ベルファーム	0kg	中南部地区	糸満市字真栄平	野菜
	合計	59,370,978kg			

2. 指定物流事業者の交付申請について(指定物流事業者→市町村)

①この申請をできる者は、指定物流事業者選定実施要領(以下「選定要領」という。)に基づき選定された事業者のみとなります。ただし、令和4年度の事業実施期間は、選定後に市町村と協議して「始期」が確定されます。なお、予定としては(9月1日又は10月1日から3月31日まで)となります。

②添付する資料一式は、次のとおりとします。

- (1)選定要領に基づき提出した提案書
- (2)第2種貨物利用運送事業者であることを証する書類
- (3)納税証明(国税、県民税、市町村民税)

※滞納の事実が確認されたときは、この交付申請が却下されます。

- (4)印鑑登録証明
- (5)法人登記事項全部証明書
- (6)消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類(令和5年度より適用)
- (7)青色申告事業者であることを証する書類
- (8)直近の確定申告の写し(法人事業概況説明書)
- (9)補助事業者履行義務誓約書
- (10)暴力団排除に関する誓約書

③選定事業者のうち共同企業体方式のときは、それぞれの構成員ごとに上記(2)から(8)までの関係書類を添付する。ただし、消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、消費税法に基づき税務署長に提出され、適正に受理されたと確認できる「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業である旨の届出書」の写し(受理が確認されるもの)とします。

共同企業体方式を採用する事業者の皆さまは、この手引き及びホームページに掲載する「協定書の例」を参照され、ご活用ください。

④事業計画書のうち「3. 交付申請内訳」と「4. 交付申請明細」の関係は、次のような手順で受託予定量及び補助金申請額の見積りをお願いします。

④-1 市町村が提示する指定品目と域外出荷に関する計画量

④-2 市町村が提供する生産振興計画登録事業者に関する情報

④-3 当該市町村での自らの営業実績に基づく受託予定量の見込み

⑤上記④で作成した「4. 交付申請明細」で記載した内容は、事業遂行状況報告及び実績報告の基本的なフォーマットになりますので、御社の経営計画との整合性にも十分ご注意ください。

市町村長 殿

指定物流事業者選定実施要領(以下「選定要領」という。)に基づき提出された提案書に記載された

団体名 ●●●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 商号又は名称
代表取締役 ●● ●●

農林水産物条件不利性解消事業補助金交付申請書
(北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき申請します。

記

1 事業計画 別添のとおり

2 交付を受けようとする補助金の額 金 ●●●, ●●● 円

3 添付書類 北部・離島地域振興対策実施要領で定める添付資料一式

○この申請ができる者は、指定物流事業者選定実施要領(以下「選定要領」という。)に基づき選定された事業者のみとなります。

○添付する資料一式は、次のとおりとします。

- (1) 選定要領に基づき提出した提案書
- (2) 第2種貨物利用運送事業者であることを証する書類
- (3) 納税証明(国税、県民税、市町村民税)
- (4) 印鑑登録証明
- (5) 法人登記事項全部証明書
- (6) 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類(令和5年度より適用)
- (7) 青色申告事業者であることを証する書類
- (8) 直近の税務申告書(法人事業概況説明書の写し)
- (9) 補助事業者履行義務誓約書
- (10) 暴力団排除に関する誓約書

○選定事業者のうち共同企業体方式のときは、それぞれの構成員ごとに上記(2)から(10)までの関係書類を添付する。ただし、消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、消費税法に基づき税務署長に提出され、適正に受理されたと確認できる「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」の写し(受理が確認されるもの)とします。

1 申請者の概要

（ふりがな） 名 称			
所 在 地	〒		
代 表 者 名		電 話 番 号	— —
振込を 希望する 口座	金融機関名		支店名
	口座の種類		口座番号
	（フリガナ） 口座名義人		

基本的に4月1日～3月31日

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

3 交付申請内訳

支庁申請内容

輸送区間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
北部市町村が県に申請した 計画量を踏まえ、合理的に輸 送重量を記載する。		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		kg	12 円/kg	円
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	57 円/kg	円
	沖縄本島		kg	20 円/kg	円
伊江島	県外	伊江島産	kg	38 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		45 円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
合 計					円

離島市町村が県に申請した計画量する計画量を踏まえ、合理的に輸送重量を記載する。

(別紙様式第2号)

指 定 物 流 事 業 者 履 行 義 務 誓 約 書

私は、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める北部・離島地域振興対策にかかる交付申請をするにあたり、下記の事項の全てに対して宣誓又は同意します。

- (1) 農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)を遵守します。
- (2) 申請の要件をすべて充たし、必要な書類を漏れなく期日までに提出します。
- (3) 提出すべき書類は、市町村長が指示する期限までに提出します。
- (4) 提出すべき書類の内容に関して、虚偽又は誤謬がないよう十分に注意します。
- (5) 自らの都合、不注意もしくは怠慢により、市町村が実施する補助事業の適正かつ円滑な執行を遅滞させる等の迷惑行為をしないことを表明します。
- (6) 市町村長の委任した者(以下「交付決定者」という。)の指示、指導、事情聴取及び立入検査等に誠実に応じることを誓約します。
- (7) 要綱で定める提出すべき書類に関して、市町村が指示する期限までに当該書類を提出できないときは、書類不備として受理されないことに同意します。
- (8) 補助事業の実績に関して補助金交付決定者が公表することに同意します。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

暴力団排除に関する誓約書

私は、令和●年農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に基づく申請手続きにあたり、下記の記載内容を誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、市町村から、いかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 私は、次に掲げる事項に該当いたしません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)及び暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 役員等が暴力団員であると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的な関与をしていると認められる者
 - (5) 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 弊社は、上記1に掲げる事項に該当する者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約を行いません。
- 3 弊社は、補助事業の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なくその旨を市町村長に報告するとともに、警察に届けます。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

【様式例】

共 同 企 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(1) 令和●年度農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱に定める北部・離島地域振興対策対策にかかる指定物流事業者に関する交付申請の対象事業に関する業務(以下「交付申請事業」という。)

(2) 前号に関連する事業若しくは業務

2 前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議のうえ定めるものとする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、●●・●●・●●共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を●●(住所・企業名)内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は令和●年●月●日までとする。

2 交付申請事業が認められなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、解散するものとする。

3 第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代 表 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

住 所

商号又は名称

代 表 者

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、●●を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は交付申請事業の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、交付申請事業に関する申請業務及び交付決定者と調整する権限、並びに自己の名義をもって交付申請事業に関する(概算払金を含む。)の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務の範囲及び経費)

第 8 条 各構成員の業務の分担及び分担業務の経費については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

(運営会議)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営会議(以下「会議」という。)を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、交付申請事業の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、交付申請事業の適正かつ円滑な実施を図るため、当企業体の履行する義務に関し、連帯して責任を負うものとする。ただし、当企業体の金銭債務の負担の履行に関しては、前条の会議で別に定めるときは、この限りでない。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 12 条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(交付申請事業の実施期間における構成員の脱退)

第 13 条 構成員は、構成員全員の承認がなければ、当企業体が交付申請事業を完了する日までは脱退することができない。

(解散後の交付決定者からの指示)

第 14 条 当企業体が解散した後においても、交付申請事業につき交付決定者から指示があったときは、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めない事項)

第 15 条 この協定書に定めない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●外●社は、上記のとおり●●・●●・●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、交付決定者である〇〇市町村に1通を提出するものとする。

令和●年●月●日

代表者 商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

3. 事業の遂行状況を期日までに、市町村に正しく報告する

	取引処理 プロセス	取引処理の内容	対市町村	対受益者	R3との 相違
①	見込み顧 客の把握	市町村より生産振興計画登録事業者(受益者)の情報提供	○		○
②	契約 交渉	取引数量及び取扱条件に関する契約実務の交渉(通常の商取引)		○	—
③	取引価格 の決定	取引価格の決定 ⇒補助金交付の条件である「運賃の割引」の検討 ⇒収益会計基準にかかる税務・会計処理の検討 →「変動対価」に基づく「割引の方法(売上値引、売上割戻)」の検討		○	○
④	取引実行	集荷伝票を切る⇒輸配送伝票を切る⇒日次集計処理(通常の業務) 【受益者における日次取引処理】 出荷伝票を切る⇒輸配送伝票を受け取る⇒支払運賃報告台帳の作成		○	—
⑤	月締精算	月締め請求額の確定処理⇒顧客に請求(通常の業務) 【補助事業者としての事務処理】 市町村に提出する「受益者別の請求書情報(仕向地、取扱数量、割引前請求額)」を整理・集計		○	○
⑥	出荷取扱 証明	受益者が「取引事実(④)」に基づき作成した 「出荷取扱証明」に記載された取引事実を、⑤の月別精算情報と 合理的な方法により照合し、これに押印し「正・副2通」の作成		○	—
⑦	遂行状況 報告	「出荷取扱証明(⑥)」と「受益者別請求情報(⑤)」に基づき、市町村に報 告する様式を作成 また、この様式に添付する資料は(⑤、⑥)となります。	○		○
⑧	事業実績 報告	○遂行状況報告に基づき例年4月分から1月分までを転記 ○2月分の実績報告を、遂行状況報告の例により作成 ○3月分は、取引見込み情報を記載 ※3月分の見込みにより「運賃の割引」の実績と乖離	○		○
⑨	再確定 報告	○翌年度4月30日までに3月分の確定情報を報告 ○報告形式は、「事業実績報告(⑧)」の3月分を修正して市町村に提出 ※再確定に伴い、補助金返還の処理 ⇒(受領した補助額) > (再確定した補助額) ⇒(市町村に返還する額) = (受領した補助額) - (再確定した補助額)	○		○

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 市町村指令第●●号-■
団体名 ●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業遂行状況報告書
(北部・離島地域振興対策)

令和●年●月●日付け市町村指令第●号で交付決定の通知を受けた事業の遂行状況について、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します

- ①4月～6月
②7月～9月
③10月～12月
④1月～2月

記

事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

輸 送 区 間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発 地	着 地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		○月別遂行状況明細書の実績値に基づき 期間加重平均実際単価を算出します。 ○該当する対象品目の中で (基本単価＞実際単価)のときは、 基本単価の欄に「※」を記載する。		
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		45 円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	11 円/kg	円
		久高島産			
	沖縄本島	渡嘉敷島 座間味島 粟国島産 渡名喜島産	kg	5 円/kg	円
合 計					円

○月別遂行状況明細書の実績値に基づき、
期間加重平均実際単価を算出します。

○該当する対象品目の中で
(基本単価>実際単価)のときは、
基本単価の欄に「※」を記載する。

月別遂行状況明細書の期間集計額となります

●●市町村長 殿

令和●●年●●月●●日 出荷取扱証明(出荷コスト負担軽減分)

【農林水產物條件不利性解消事業】(北部)離島地域振興友(策)

指定品目	輸送品目区分	仕向地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
遂行状況明細書附属書類「令和●●年●●月分支払運賃報告」における「輸送品目区分」、「仕向地」、「輸送方法」と同じようにセル内の項目を選択します。																				
作成した遂行状況明細書附属書類「令和●●年●●月分支払運賃報告」に記載した事実を転記する。																				
「輸送品目区分」 青果物 花き 畜産物 鮮魚等 モズク 一次加工品（青果物） 一次加工品（花き） 一次加工品（畜産物） 一次加工品（鮮魚等）																				
「仕向地」 東京 大阪 福岡 沖縄本島 ※北部市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。																				
作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。																				
「輸送重量の事実証明」に関する取扱事項 →原則として「請求書」に記載された輸送重量を記載すること。なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。 →ただし、「宅急便、ゆうパックなど宅配貨物は、各社が定める定形規格の重量上限」を記載すること。なお、「各社が定める定形規格の重量上限」の一覧表も添付すること。 例えば、発送するマンゴーは1kgであっても、請求額の定形規格の重量上限が5kgであれば、「5kg」として記載すること。なお、定形規格であっても、重量を計測するときは、原則の例による。																				
小計①																				
指定品目以外②																				
合計③（⇒①+②）																				

委託者は、受託者に対して出荷取扱の証明を依頼するにあたり、下記のとおり自らの責任を表明する。

(1) この証明は、委託者の責任で作成した書面に対し、受託者に当該事実の確認を求めるものとする。

(2) この証明に対し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が責任を負うものとする。

(3) この証明に対し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に対して修正の申告等を行うものとする。

受託者は、委託者との取引事実の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な権限を踏まえ、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

田 ● 田 ● 世 ● 吳

輸送委託者 (〇〇市町村生産振興計画登録事業者)

商号又は名称 ●● 共同企業体

代表者	代表取締役
-----	-------

田 ● 月 ● 年 ● 和令

輸送受託者(事業者)市町村指定物流事業者

代表取締役

4. 事業の完了を期日までに、市町村に正しく報告する

①市町村に事業完了を報告する書類一式

- 事業実績報告書(「3月分」の取引見込み情報を含めて作成する。)
- 指定物流事業者遂行状況明細書(「3月分」を除き、「1月分と2月分」を添付する。ただし、提出済みの月分に修正があるときは、これも含めて提出する。)
- 該当する月分の指定物流事業者遂行状況明細書に添付する書類として「受益者別の出荷取扱証明(副)と請求書情報」を提出する。
- 「3月分」は取引見込み情報に基づき指定物流事業者遂行状況明細書を作成する。
- 事業実績確認書(「3月分」の取引見込み情報を含めて作成する。)

②「事業実績確認書」について

この確認書は、本事業の目的実現性を確認するため、要綱別表第7の2(指定物流事業者の補助事業者に対する報告基準)に基づき作成した様式となります。

【様式に記載している項目】

ア 『仕向地別割引前平均運賃(円/Kg)』

(当該市町村→県外、当該市町村→沖縄本島)

→この項目は、月別に作成した指定物流事業者遂行状況明細書(県外向け/沖縄本島向け)における「⑥指定品目割引前請求額」の総計を、「①指定品目の輸送重量」の総計で除した数値(⑥/①)とします。ただし、小数点以下は切り捨てとします。

イ 『仕向地別割引後平均運賃(円/Kg)』

(当該市町村→県外、当該市町村→沖縄本島)

→この項目は、アの例と同じように遂行状況明細書(県外向け/沖縄本島向け)における「⑥指定品目割引前請求額」の総計から「⑪税抜き割引処理額」の総計を控除した額(=⑥-⑪)を、「①指定品目の輸送重量」の総計で除した数値((⑥-⑪)/①)とします。ただし、小数点以下は切り捨てとします。

※ 北部市町村については、県外向けのみが対象となります。また、上記ア及びイは、離島市町村の例により、全ての品目の加重平均として算出する。

ウ 『補助金充当平均割引率の実績』

エ 『意見の表明』

→指定物流事業者が「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に照らし、本事業の目的である「指定品目の県内外への出荷コストの負担軽減」を実現できたかを確認するため、指定物流事業者の責任に基づき作成した書面に対して、税理士又は公認会計士が「会計事実に関する第三者の確認」を求めるものとなります。

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 市町村指令第●●号-■
団体名 ●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業実績報告書
(北部・離島地域振興対策)

令和●年●月●日付け市町村指令第●号で交付決定の通知を受けた事業の遂行状況について、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します。

記

事業実施期間

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

輸 送 区 間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発 地	着 地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		○月別遂行状況明細書の実績値に基づき 期間加重平均実際単価を算出します。 ○該当する対象品目の中で (基本単価＞実際単価)のときは、 基本単価の欄に「※」を記載する。		
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		45 円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	11 円/kg	円
		久高島産			
		渡嘉敷島			
	座間味島	○月別遂行状況明細書の期間集計額となります。			
粟国島産	kg				5 円/kg
	沖縄本島	渡名喜島産			
合 計					円

○月別遂行状況明細書の実績値に基づき、
期間加重平均実際単価を算出します。

○該当する対象品目の中で
(基本単価>実際単価)のときは、
基本単価の欄に「※」を記載する。

月別遂行状況明細書の期間集計額となります。

事業実績確認書

令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

(令和〇年度指定物流事業者)

市町村指令第〇号

商号又は名称

代表者職氏名

印

標記について、下記のとおりを報告します。

記

1. 補助事業の実績報告

(1) 仕向地別割引前平均運賃(円/Kg)	令和〇年度計画	令和〇年度実績
当該市町村→県外		
当該市町村→那覇		
(2) 仕向地別割引後平均運賃(円/Kg)	令和〇年度計画	令和〇年度実績
当該市町村→県外	—	
当該市町村→那覇	—	
(3) 平均割引充当率(%)		

注記1 令和〇年度実績に関する「営業収益」、「運送取扱量」、「仕向地別平均運賃」及び「平均割引充当率」は、補助金の交付を受けた市町村にかかる実績値を記載すること。

注記2 平均割引充当率の計画値は、「当該市町村から補助金交付(100%)を受けたとき、取扱手数料率を除いた受益者に対する割引処理(値引き又は割戻し)に充てる補助金の割合」として、提案書に記載した数値であり、当該市町村の指定により確定した数値を記載すること。

2. 意見の表明

本確認書は、令和〇年度指定物流事業者の責任により作成された上記1の補助事業の実績報告に関し、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて、我が国の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準において確認したところ、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。なお、補助金交付決定者より、事後に過誤等の指摘を受けたときの一切の責任は、作成者である令和〇年度指定物流事業者とする。

令和〇年〇月〇日

税理士又は公認会計士 〇〇 〇〇 印

事務所名称 〇〇税理士又は会計事務所(事務所住所)

税理士又は公認会計士登録番号 〇〇〇〇〇〇

5. 後年度に再確定を報告する

【再確定手続について】

①事業完了の報告をした者は、翌事業年度の4月20日(土日・祝祭日を除く。)もしくは市町村が指示する期限までに、令和■年3月実績の再確定のための関係書類一式を提出しなければならない。

(関係書類一式)

→事業実績報告書(確定した「3月分」を含めた再確定処理をする。)

→指定物流事業者遂行状況明細書(「3月分」を添付する。)

→添付する資料(「3月分」の「受益者別の出荷取扱証明(副)と請求書情報」を提出する。

②再確定手続により交付額(再確定の金額)に下記のとおり差異が生じたときは、市町村の指示に従い補助金を返還しなければならない。

(補助金返還の条件式②-1

(当初実績払いの金額) > (再確定の金額) ⇒ (差額分の返還))

(補助金返還の条件式②-2

(当初実績払いの金額) < (再確定の金額) ⇒ (返還なし))

6. 補助事業者として市町村の実地検査に協力する

【実地検査の基本的な考え方について】

○実地検査は、事業遂行状況の報告もしくは事業完了の報告(以下「報告」という。)に関して、必要に応じて適宜、交付決定を受けた者の事務所、事業所等に立ち入り、税務申告に添付する帳簿書類その他の証票等との確認、照合、検証等を行い、適正に報告がなされているかを検査する。

○実地検査は、適正な報告に向けて必要な事務処理の手続等が確保されているかを検査する。